

身体・知的障害者相談支援部会 実績報告

(令和2年12月末現在)

1 開催回数

令和2年度 3回開催(予定含む)

【第1回】令和2年8月 書面開催

- ・身体・知的障害者相談支援部会報告
- ・相談支援専門員研修会実績報告・予定
- ・身体・知的障害者相談支援部会における今後の取り組み

【第2回】令和2年12月 書面開催

- ・第1回身体・知的障害者相談支援部会の回答内容
- ・身体・知的障害者相談支援部会における今後の取組

【第3回】令和3年3月2日(予定)

- ・第2回身体・知的障害者相談支援部会の回答内容
- ・身体・知的障害者相談支援部会における今後の取組

2 部会員の構成

区職員13人、障害者施設法人代表者24人

6頁「身体・知的障害者相談支援部会員一覧」のとおり

3 報告事項

(1) 相談支援事業における事業所の現状報告

○相談支援事業所数：39事業所

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所両方指定あり：17事業所

特定相談支援事業所のみ：22事業

○相談支援専門員数77人 うち区立：13人

主任相談支援専門員：1人

常勤専任：13人 非常勤専任：6人

常勤兼務：54人 非常勤兼務：3人

○指定障害種別

複数の障害種別の指定を受けている事業所：19箇所

単独の障害種別の指定を受けている事業所：20箇所

(2) 相談支援専門員研修会の開催報告

(ア) 対象事業所数：39事業所

(イ) 開催回数：4回(アンケート調査等含む)

(ウ) 参加人数：延べ50人

(エ) 主な内容

- ・制度の説明
- ・支援計画等の作成の仕方と留意点
- ・フリートーク
- ・アンケート

(3) 基幹相談支援センター設置に向けた検討の報告

令和5年の設置に向け、身体・知的障害者相談支援部会第1回の書面開催において各部会員よりご意見をいただき集約した。第2回の書面開催においてより具体的な内容についてご意見をいただくこととなっている。今後、検討チームを作り基幹相談支援センター設置に向け具体的内容を詰めていくこととしている。

課題と今後の方向性

1 課題

(1) 基幹相談支援センター設置について

令和2年度の身体・知的障害者相談支援部会において基幹相談支援センターについて検討を開始しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、書面開催となっていることで、十分な説明や意見交換が難しくなっている。

第1回身体・知的障害者相談支援部会書面開催時、基幹相談支援センターについていただいた意見では、必要な機能について総合相談・専門相談が最も多く、次いで地域の相談支援体制の強化への取組と続いている。

現在、障害福祉課相談係では、事業所からの相談や相談支援専門員研修会の企画等、援護係では、就労系の相談や施設入所・グループホームの相談、補装具や日常生活用具等の相談を受けている。しかし、区職員は異動があり、安定した人材確保が課題である。今後、基幹相談支援センター設置に向け、区だけでは対応が難しい業務について、どのように対応していくのか検討の必要がある。また、障害が重複しているケースが増えており、障害特性に応じたアプローチ方法、支援内容等、保健師との連携が必須となるため、どのように連携を行っていくかについても検討が必要である。

(2) 相談支援専門員の確保

葛飾区の相談支援専門員の総数は77人で、39事業所の平均人員は1.9人と少ない。令和2年度、区内で初任者研修を受けている人は13名いるが、すべての人が実際に相談支援専門員として登録し現場で働くわけではない。また、相談支援専門員の資格は5年ごとに現任研修を受ける必要があり、職場の異動等で資格が失効することもある。今後の計画・障害児相談及びモニタリングの充実を図るためにも相談支援専門員の継続及び増員が急務である。

(3) 相談支援事業所運営費等助成事業について

障害者が必要なサービスをより安心して利用することができるよう、サービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援事業所運営費等助成事業を行っている。

令和2年度12月末時点には3事業所、3名の相談支援専門員が本事業を利用し、計画相談の支援を行っているが、更に本事業を利用する事業所を増やすために、本部会等において更なる周知を行う必要がある。

(4) コロナ禍における相談支援専門員研修会(以下「サロン」)の開催について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、サロンの開催も中止やアンケート開催のみとなるが多くなっている。各事業所が感染症対策を行う中、安全な方法を優先しながら情報共有や関係性作りを行うことが難しくなっている。

2 今後の方向性

(1) 基幹相談支援センター設置に向けて

今後、身体・知的・精神障害のある方、また、児童を含む多様な障害に関する相談に対して適切に対応していくため、総合的な相談に対応できる窓口、地域の相談支援事業所とのネットワークの強化を図り、地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センターを含む相談支援体制の整備について検討をしていく。

具体的には、身体・知的相談支援部会の中で具体的な設置に向け業務内容等の検討を行うとともに、「検討チーム」を設置し、より細かい部分について検討を行う。

また、身体・知的相談支援部会を利用し他区自治体に、基幹相談支援センターの現状や課題を聞くことができるか、検討していく。

(2) 相談支援事業所運営費等助成事業の継続及び相談支援専門員の確保

相談支援事業所運営費等助成事業を改正し、相談支援事業所が利用しやすいよう、利用要件及び手続き方法等の見直しを行った結果、新規事業所が参入している。今後も、より多くの事業所が利用できるよう検討を重ね、相談支援事業所運営費等助成事業を推進していく。

また、東京都の初任者研修、現任研修等の周知を徹底し、相談支援専門員の継続及び増員を図っていく。

(3) サロンの新たな取組

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、サロンを中止とすることもあったが、アンケート形式で新型コロナウイルス感染症の中での相談支援の工夫や対策の情報共有を行ったり、Zoom を利用した初のオンライン配信を試みたりするなど新たな取組を行っている。サロンが相談支援専門員の情報共有の場であり、関係性作りの場となっていること、横のつながりによって困ったときに連絡しあえる顔の見える関係になり、質の向上や事業の継続が図られ、利用者一人一人の生活につながることにともなるため、工夫を重ねながら継続していく。

令和2年度 相談支援専門員研修会(サロン)実績報告

年間テーマ 『続・多職種連携～様々な危機を乗り越えるために～』

	開催日	参加人数	小テーマ	内 容	会場
第1回	4月23日 木曜日	コロナウイルスの影響を受け、中止と致しました。	障害福祉サービスを知ろう♪	障害福祉制度について手帳・手当等について	ウェルピア かつしか 1階 ひがほり めもりある ほーる
第2回	5月21日 木曜日		ヘルパー事業所との連携～移動支援を中心に～	ヘルパー事業所の方々にもご参加いただきつつ、移動支援を切り口に理解を深めます。	
第3回	6月18日 木曜日		ヘルパー事業所との連携～移動支援を中心に～	ヘルパー事業所の方々にもご参加いただきつつ、移動支援を切り口に事例検討を行います。	
第4回	7月16日 木曜日		見学会		
第5回	9月17日 木曜日	コロナウイルスの影響を受け、アンケート形式でコロナ禍での相談支援の困りごとや工夫、また、感染症対策などを聞き取り、回答を10月のサロンにて配布しました。23事業所より回答をいただきました。			
第6回	10月29日 木曜日	20名	グループごとのフリートーク	グループごとにコロナウイルス感染症での影響等をフリートークしました。	
第7回	11月26日 木曜日	会場19名 ZOOM11名	障害福祉サービスを知ろう♪	障害福祉サービスの流れ、計画書提出時の留意点、障害児福祉サービスについてを講義形式で行いました。	
第8回	12月17日 木曜日	コロナウイルスの影響を受け、アンケート形式で聞き取りを行いました。今後のサロンで共有していく予定です。			
第9回	1月21日 木曜日		障害福祉サービスを知ろう♪	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> コロナウイルス感染症の状況を見ながら、開催を検討していきます。開催する場合も、ZOOMなどを利用したオンライン配信を行うなど、工夫を行う予定です。 </div>	
第10回	2月18日 木曜日				
通年年表 part II	平成30年に作成した年表について、令和元年度にも検討を続け、今年度作成を予定しておりましたが、コロナウイルス感染症の影響を受け難しい状況となっています。今後も検討を続けます。				

令和2年度 身体・知的障害者相談支援部会員一覧

No.	役職等	所属法人等
1	部会長	葛飾区 福祉部 障害援護担当課長 事務取扱 福祉部長
2	副部会長	葛飾区 福祉部 障害福祉課長
3		葛飾区 福祉部 障害者施設課長
4		葛飾区 健康部 保健予防課長
5		葛飾区 子育て支援部 子ども家庭支援課長
6	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 かがやけ福祉会
7	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 手をつなぐ福祉会
8	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
9	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 武蔵野会
10	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 原町成年寮
11	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 未来空間ぼむぼむ
12	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 東京コロニー
13	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 むう
14	指定特定相談支援事業所代表者	株式会社 フタバ介護サービス
15	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 章佑会
16	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 おおぞら会
17	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 SIEN
18	指定障害児相談支援事業所代表者	社会福祉法人 のゆり会
19	指定障害児相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 葛飾幼児グループ
20	指定障害児相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 風の子会
21	指定特定相談支援事業所代表者	OTAメディカル 株式会社
22	指定障害児相談支援事業所代表者	日本福祉研究所 株式会社
23	指定特定相談支援事業所代表者	合同会社 みやざきケアプランニング
24	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 にじいろ
25	指定特定相談支援事業所代表者	有限会社 ケアシス
26	指定特定相談支援事業所代表者	シンピオンス 株式会社
27	指定特定相談支援事業所代表者	Answer Smile 株式会社
28	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 アムネかつしか
29	指定障害児相談支援事業所代表者	社会福祉法人 常盤会
30		葛飾区 福祉部 障害福祉課 審査係長
31		葛飾区 福祉部 障害福祉課 援護係長
32		葛飾区 福祉部 障害福祉課 相談係長
33		葛飾区 福祉部 障害者施設課 地域活動支援係長
34		葛飾区 福祉部 障害者施設課 通所施設係長
35		葛飾区 福祉部 障害者施設課 発達支援第一係長
36		葛飾区 健康部 保健予防課 保健予防係長
37		葛飾区 子育て支援部 子ども家庭支援課 発達相談担当係長

身体・知的障害者相談支援部会設置要領

平成26年4月6日

26葛福障第27号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、身体・知的障害者相談支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号及び第3号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 計画相談支援及び障害児相談支援(以下「相談支援」という。)に関する事。
- (2) 指定相談支援事業所との連絡・調整に関する事。
- (3) 困難事例の相談支援に関する事。
- (4) その他相談支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害援護担当課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害福祉課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課相談係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年4月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月11日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害援護担当課長	部会長
福祉部障害福祉課長	副部会長
〃 障害福祉課審査係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課相談係長	
福祉部障害者施設課長	
〃 障害者施設課地域活動支援係長	
〃 障害者施設課通所施設係長	
〃 障害者施設課発達支援第一係長	
健康部保健予防課長	
〃 保健予防課保健予防係長	
子育て支援部子ども家庭支援課長	
〃 子ども家庭支援課発達相談担当係長	
区内指定特定相談支援事業所代表者（各法人から1名）	
区内指定障害児相談支援事業所代表者（各法人から1名）	